国立大学法人東京農工大学役員報酬規程の一部改正

| 現行 | 改正 | 改正理由 |
| --- | --- | --- |
| 本則<br>（期末特別手当）<br>第９条　（略）<br>２　期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在において当該常勤役員が受けるべき俸給月額及び都市手当の月額の合計に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び俸給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した合計額を基礎として、100分の168.4を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員給与規程第38条第２項の表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。<br>３～７　（略） | 本則<br>（期末特別手当）<br>第９条　（略）<br>２　期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在において当該常勤役員が受けるべき俸給月額及び都市手当の月額の合計に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び俸給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した合計額を基礎として、100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員給与規程第38条第２項の表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。<br>３～７　（略） | 給与法の改正に伴い、期末特別手当の支給率を引き下げる改正 |

附　則（令和３年４月１日経規程第12号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。